

○福岡県屋外広告物条例施行規則

平成十四年七月三十一日

福岡県規則第五十五号

福岡県屋外広告物条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県屋外広告物条例施行規則

福岡県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年福岡県規則第五十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県屋外広告物条例(平成十四年福岡県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 条例第五条第一項若しくは第二項又は第七条第四項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

一 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所の状況を知り得る図面又はカラー写真(申請前三月以内に撮影したものに限る。以下同じ。)

二 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造(照明等の付帯物を含む。)等に関する仕様書及び図面

三 広告物の意匠、色彩及び表示に関する図書

四 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう、以下同じ。)又は工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

五 はり紙又ははり札に類するものについては、その現物又は見本

3 知事は、必要と認めるときは、第一項の屋外広告物申請書の記載内容及び前項各号に掲げる図書等の一部を省略させることができる。

(平一六規則五九・一部改正)

(公共広告物)

第三条 条例第七条第一項ただし書の規則で定めるものは、はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの以外の広告物又は掲出物件(官公署の建物及びその敷地に表示し、又は設置されるものを除く。)とする。

2 条例第七条第一項ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、公共広告物協議書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則五九・一部改正)

(適用除外の基準)

第四条 条例第七条第一項第四号の規則で定める基準は、広告物の表示面積の合計が〇・五平方メートル以内で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の二十分の一以内とする。

2 条例第七条第二項第一号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第四条第一項に規定する地域又は場所にあつては、広告物の表示面積の合計が、五平方メートル以内のものであること。

二 条例第五条第一項又は第二項に規定する地域又は場所にあつては、広告物の表示面積の合計が、十五平方メートル以内のものであること。

3 条例第七条第二項第二号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が、五平方メートル以内のものとする。

4 条例第七条第二項第三号の規則で定める基準は、当該工事期間中に限り表示される広告物で、営利を目的としないものとする。

5 条例第七条第二項第六号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するものであること(自動車の外面を利用するものにあつては、広告物の表示面積の合計が十平方メートル以内のものに限る。)

二 営利を目的としない宣伝、行事又は催物等を表示するものであること(自動車の外面を利用するものにあつては、広告物の表示面積の合計が十平方メートル以内のものに限る。)

6 条例第七条第三項第一号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が、五平方メートル以内のものであること。

7 条例第七条第三項第二号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が、五平方メートル以内のものとする。

8 条例第七条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第七条第四項第一号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積の合計が、十五平方メートル以内のものであること。

二 条例第七条第四項第二号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積が、十平方メートル以内のものであること。

9 条例第七条第五項の規則で定める基準は、広告物の表示期間が、一月以内であることとする。

(平一六規則五九・平一八規則六二・平一九規則七四・一部改正)

(屋外広告物等の規格)

第五条 条例第九条に規定する広告物又は掲出物件の規格は、別表のとおりとする。

2 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき定められた京築広域景観計画における景観形成重点地区に係る条例第九条に規定する屋外広告物又は掲出物件の規格は、別表に規定するもののほか、同計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

(平一六規則五九・平二四規則八・一部改正)

(許可の期間)

第六条 条例第十条第一項の規定による許可の期間は、次のとおりとする。

- 一 はり紙、はり札、立看板、広告幕、アドバルーン及びこれらに類するもの(以下「簡易な広告物等」という。)については、一月以内
- 二 前号に掲げる以外のものについては、三年以内

(更新の許可の申請)

第七条 条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、既に受けている許可期間の満了の日の十日前までに屋外広告物許可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- 一 広告物又は掲出物件の現況のカラー写真
- 二 屋外広告物自主点検結果報告書(様式第三号。条例第十五条の規定により屋外広告物管理者を設置するものについては、その点検を受けたものに限る。)
- 三 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物、工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(平一六規則五九・一部改正)

(変更又は改造の許可の申請)

第八条 条例第十一条第一項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の十日前までに屋外広告物許可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 第二条の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平一六規則五九・一部改正)

(軽微な変更又は改造)

第九条 条例第十一条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強又は修理
 - 二 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
 - 三 掲出物件に、当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合
- (平一六規則五九・一部改正)

(許可証等)

第十条 条例第十二条に規定する許可印及び許可証の様式は、様式第四号とする。

(屋外広告物管理者)

第十一条 条例第十五条ただし書の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- 一 簡易な広告物等
- 二 電柱を利用する広告物その他これに類するもの
- 三 建築物の壁面に直接塗付する広告物

2 条例第十五条第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造の広告物又は掲出物件で、建築基準法第八十八条第一項において準用する第六条第一項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと知事が認めたもの(以下「堅固な広告物等」という。)とする。

(平一六規則五九・平一八規則六二・一部改正)

(屋外広告物管理者等の届出)

第十二条 広告物又は掲出物件の許可を受けた者は、次に掲げる場合は、直ちに、屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第十六条第一項の規定による屋外広告物管理者を設置又は変更した場合。ただし、広告物又は掲出物件の許可を受けようとする者が様式第一号による屋外広告物許可申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載したときは、この限りでない。
- 二 条例第十六条第二項の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があった場合
- 三 条例第十六条第三項の規定による許可を受けた者又は屋外広告物管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更した場合

(平一六規則五九・平二四規則八・一部改正)

(公示の場所等)

第十二条の二 条例第十七条の三第一号の規則で定める場所は、県庁前の掲示場とする。

2 知事は、条例第十七条の三に規定する方法により公示を行うとともに、保管した広告物(条例第十七条の六第一号に規定する広告物を除く。)又は掲出物件の保管物品一覧簿(様式第七号の二)を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平一六規則五九・追加)

(売却の手續)

第十二条の三 条例第十七条の五第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 入札及び開札の場所並びに日時
- 四 入札保証金に関する事項
- 五 無効入札に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

2 条例第十七条の五第二項の規則で定める場所は、前条第一項に規定する場所とする。

3 条例第十七条の五第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 契約条項を示す場所
- 二 入札及び開札の場所並びに日時
- 三 入札保証金に関する事項
- 四 無効入札に関する事項
- 五 その他必要と認める事項

(平一六規則五九・追加)

(返還の手續)

第十二条の四 条例第十七条の七の規定により、返還を受けるべき所有者等に保管した広告物若しくは掲出物件又は売却した代金を返還するときは、屋外広告物等返還(申出・受領)書(様式第七号の三)と引換えに返還するものとする。

(平一六規則五九・追加)

(身分証明書)

第十三条 条例第二十条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第八号とする。

2 条例第二十六条の四第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第八号の二とする。

(平一八規則六二・一部改正)

(広告景観協定地区の指定)

第十四条 条例第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、広告景観協定認定申請書

(様式第九号)に広告景観協定書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の認定は、広告景観協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。
 - 一 広告景観協定の内容が、当該地区の景観及び環境に適合していること。
 - 二 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。
 - 三 広告景観協定に係る土地の地区内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の三分の二以上の合意によるものであること。
- 3 条例第二十二條第五項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。
 - 一 広告景観協定地区の名称
 - 二 広告景観協定地区の区域
 - 三 広告景観協定地区に係る広告景観協定の縦覧場所

(講習会)

第十五条 知事は、条例第二十三條第一項の規定により講習会を開催しようとするときは、当該開催日の十四日前までに開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し、必要な事項を公告しなければならない。

- 2 講習会の課程は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 広告物に関する法令
 - 二 広告物の表示の方法に関する事項
 - 三 広告物の施工に関する事項
- 3 第一項の講習会を受講しようとする者は、講習会受講申請書(様式第十号)に講習手数料を添えて申し込まなければならない。
- 4 知事は、前項の申込みをした者に対し、受講票(様式第十一号)を交付するものとする。
- 5 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証明書(様式第十二号)を交付するものとする。

(平一六規則五九・一部改正)

(講習会の課程の一部免除)

第十六条 知事は、次に掲げる者から申請があった場合は、講習会の課程の一部(屋外広告物の施工に関する事項)を免除することができる。

- 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 帆布製品製造取付けに関し、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者

- 2 前項の規定による講習会の課程の一部免除を受けようとする者は、講習会受講申請書にその写しを添付し、又はその資格を証する書類を提示しなければならない。

(講習会の運営に関する事務の委託)

第十七条 条例第二十三条第二項に規定する講習会の運営に関する事務を委託する場合においては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 委託の相手方は、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、講習を的確に実施する能力を有するものであること。
- 二 委託の範囲は、講習会の開催の公告、受講申請書の受付及び講習会修了の判定を除く講習会の運営の全部又は一部とすること。

(平二六規則五八・一部改正)

(屋外広告業の登録の更新の申請期限)

第十七条の二 条例第二十四条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(平一八規則六二・追加)

(屋外広告業の登録の申請)

第十八条 条例第二十四条の二第一項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第十三号)とする。

- 2 条例第二十四条の二第二項に規定する誓約する書面は、様式第十三号の二とする。

- 3 条例第二十四条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 登録申請者が選任した条例第二十五条第一項に規定する業務主任者(以下「業務主任者」という。)が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 二 登録申請者(登録申請者が法人である場合においてはその役員、未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者を除く。以下この条において同じ。)である場合においては当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、その役員))の略歴を記載した書面(様式第十四号)

- 三 登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

- 四 登録申請者が個人である場合においては、登録申請者(登録申請者が未成年者である場合においては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の写し又はこれに代わる書面

五 業務主任者が在籍していることを証する書面

4 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合においては、その役員(役員が未成年者である場合においては、当該役員及びその法定代理人)

二 登録申請者が未成年でその法定代理人が法人である場合においては、その役員

三 業務主任者

(平一八規則六二・全改、平一九規則七四・平二四規則八・一部改正)

(登録事項の変更又は廃業等の届出)

第十八条の二 条例第二十四条の五第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第十五号)に当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 条例第二十四条の二第一項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合においては登記事項証明書、個人である場合においては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第二十四条の二第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第二十四条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第十八条第二項及び同条第三項第二号の書面

四 条例第二十四条の二第一項第四号に掲げる事項の変更 第十八条第二項、同条第三項第二号及び同項第四号の書面

五 条例第二十四条の二第一項第五号に掲げる事項のうち、業務主任者の氏名の変更 第十八条第三項第一号の書面

2 第十八条第四項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

3 条例第二十四条の七第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第十五号の二)により行わなければならない。

(平一八規則六二・追加)

(登録簿の閲覧)

第十八条の三 条例第二十四条の六の規定により屋外広告業者登録簿(以下本条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、建築都市部公園街路課とする。

2 登録簿の閲覧日は、福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条第一項各号に掲げる日以外の日とする。

3 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(平一八規則六二・追加)

(認定の基準)

第十九条 条例第二十五条第一項第五号の規定により、知事が認定する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として五年以上の経験を有すること。
- 二 過去五年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがないこと。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(様式第十六号)にその資格を証する書類を添付して、申請しなければならない。
- 3 知事は、条例第二十五条第一項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定した者に対し、業務主任者資格認定書(様式第十七号)を交付するものとする。

(平一六規則五九・平一八規則六二・一部改正)

(標識の掲示)

第二十条 条例第二十五条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名
- 2 条例第二十五条の二に規定する標識の掲示は、屋外広告業者登録票(様式第十八号)により行わなければならない。

(平一八規則六二・追加)

(帳簿の記載事項等)

第二十一条 条例第二十五条の三の規則で定める帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 注文者(広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。)の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- 五 請負金額
- 2 条例第二十五条の三に規定する帳簿は、様式第十九号とする。
- 3 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない

い。

- 4 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の時から五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平一八規則六二・追加)

(監督処分簿)

第二十二條 第十八條の三の規定は、条例第二十六條の三第一項に規定する屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

- 2 条例第二十六條の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 処分の原因となった屋外広告業者の行為等
- 二 罰則等の適用状況
- 三 その他必要な事項

(平一八規則六二・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に適法に広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者は、第四条の規定に係わらず、この規則の施行の日から三年間は従前と同様の条件により、当該広告物又は物件を表示し、又は設置することができる。

(平一六規則五九・一部改正)

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県屋外広告物条例施行規則の規定による様式用の紙は、当分の間、必要な修正を加えた上で使用することができる。

(福岡県行政組織規則の一部改正)

- 4 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福岡県事務委任規則の一部改正)

- 5 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福岡県屋外広告物審議会規則の一部改正)

- 6 福岡県屋外広告物審議会規則(昭和三十七年福岡県規則第八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一六年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第六二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成一九年規則第七四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第五項の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、使用することができる。

附 則(平成二四年規則第八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福岡県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第五条第二項の景観形成重点地区において、この規則の施行の際現に適法に設置されている広告物又は掲出物件であって、同項に規定する規格に適合しないもの(新規則第六条第一号に規定する簡易な広告物等に該当するものを除く。以下「既存不適格広告物」という。)の規格は、変更又は改造を行わない間は、同項の規定にかかわらず、新規則別表のとおりとする。変更又は改造を行った場合であっても、当該変更又は改造が次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

一 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強又は修理(当該広告物又は掲出物件の老朽化に伴い主要部分について行うものを除く。)

二 色彩が新規則第五条第二項に規定する規格に適合する広告物又は掲出物件について行う塗装替(表示の内容、意匠、色彩及び面積を変更しないものに限る。)

三 広告物を掲出する物件について行う、新規則第五条第二項に規定する規格に適合する広告物への取替え(当該物件の許可の期間内に同一業務に関して行うものに限る。)

- 3 既存不適格広告物に係る条例第十一条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、新規則第九条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当するものとする。
- 4 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間使用することができる。

附 則(平成二六年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平16規則59・平18規則62・平19規則74・一部改正)

広告物又は掲出物件の規格

広告物の種類		広告物又は掲出物件の規格
広告塔	建築物の屋上に設置するもの	高さはこれを設置する建築物の高さの3分の2以下、地上から広告塔の上端までの高さは50メートル以下とすること。
	鉄道又は道路(国道及び主要地方道に限る。以下同じ。)からの展望を目的とする野立広告塔	高さは30メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告塔相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあつては、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告塔	高さは15メートル以下(商工業地域にあつては、30メートル以下)、対向面積は50平方メートル以内、広告塔相互間の距離は15メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあつては、高さに係る規格のみを適用する。
広告板	鉄道又は道路からの展望を目的とする野立広告板	高さは10メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告板相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあつては、高さに係る規格のみを適

		用する。
	その他広告板	高さは5メートル以下、対向面積は50平方メートル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあつては、高さに係る規格のみを適用する。
建築物の壁面を利用するもの		表示面積は、壁面面積の3分の1以内(商工業地域にあつては、壁面面積の5分の3以内)とすること。
電柱類を利用するもの	電柱類に直接塗付するもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
	電柱類から突出するもの	広告物の高さは路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)、広告物の出幅は0.8メートル以内、広告物の大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とすること。
	電柱類に巻付けるもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
立看板		大きさは縦2.0メートル以内、横1.0メートル以内、脚の長さは0.3メートル以内とすること。
はり紙、はり札の類		面積は、1平方メートル以内とすること。
建築物より突出する形式のもの		広告物の高さは路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)、広告物の面積は20平方メートル以内、広告物の出幅は道路境界線から1.0メートル以内とすること。
自動車の外面を利用するもの		1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの(2に規定するものを除く。)は、次に掲げるものであること。

	<p>(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内とすること。</p> <p>(2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとすること。</p> <p>(3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>(4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内とすること。</p>
--	--

備考 この表において商工業地域とは、次の地域をいう。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
- (2) 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所若しくは町村役場又は事務所及び事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径200メートル以内の地域